

添付資料
4-14

貢

新

別表2【含有品原種】

項目	基準	測定方法
ベンゼン	抽出1kgにつき0.01mg以下であること	規格0105の5.1、5.6又は5.3.3.2に定める方法
ほう素及びその化合物	抽出1kgにつき抽出液中に抽出されないこと	規格0105の47.1、47.3又は47.4に定める方法
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	抽出液中に抽出されないこと	水質環境基準告示表4に掲げる方法
有機りん化合物 (パライオ、メチルパライオ、メチルジメチルパライオ、メチルトリメチルパライオ、ジメチルアミン及びEPIHに属する)	抽出基準値告示表1に掲げる方法又は規格0102の31.1に定める方法のうちメチルパライオ、メチルジメチルパライオ、メチルトリメチルパライオ及びEPIHに属するものについて、抽出基準値告示表1に掲げる方法	抽出基準値告示表1に掲げる方法又は規格0102の31.1に定める方法のうちメチルパライオ、メチルジメチルパライオ、メチルトリメチルパライオ及びEPIHに属するものについて、抽出基準値告示表1に掲げる方法

添4-14

項目	基準	測定方法
カドミウム及びその化合物	抽出1kgにつきカドミウム150mg以下であること	日本産業規格K0102（以下「規格」といふ。）では、規格5の備考6に定める方法を除く。）
六価クロム化合物	抽出1kgにつき六価クロム150mg以下であること	規格65.2（規格65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、規格65.2.6に定める方法により理化学的の高い材料を測定する場合は、規格65.2.6に定める方法のうち、抽出基準値告示表1に掲げるものとする。）
シアン化合物	抽出1kgにつき遊離シアン50mg以下であること	規格38に定める方法（規格38.1及び38.2の備考11に定める方法を除く。）
水銀及びその化合物	抽出1kgにつき水銀15mg以下であること	水質環境基準告示表2に掲げる方法
セレン及びその化合物	抽出1kgにつきセレン150mg以下であること	規格7.2又は67.3又は67.4に定める方法
鉛及びその化合物	抽出1kgにつき鉛150mg以下であること	規格54に定める方法（抽出操作にあっては、規格5の備考6に定める方法を除く。）
銅及びその化合物	抽出1kgにつき遊離銅150mg以下であること	規格54に定める方法、抽出操作にあっては、規格5の備考6に定める方法を除く。）
亜鉛及びその化合物	抽出1kgにつき亜鉛150mg以下であること	規格54に定める方法、抽出操作にあっては、規格5の備考6に定める方法を除く。）
マンガン及びその化合物	抽出1kgにつきマンガン400mg以下であること	規格34.1（規格34.1の備考1を除く。）若しくは34.4（結晶となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含有される物質として、抽出基準値告示表1に掲げるものとする。）に定める方法（ただし、抽出基準値告示表1に掲げるものについては、規格34.1の備考1を除く。）
ほう素及びその化合物	抽出1kgにつきほう素400mg以下であること	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
銅	抽出1kgにつき銅125mg未満であること	昭和47年10月環境庁令第66時に定める方法

. 11

. 12

添5-13

旧

摘要

差替え

別表2【含有品原種】

項目	基準	測定方法
カドミウム及びその化合物	抽出1kgにつきカドミウム150mg以下であること	日本産業規格K0102（以下「規格」といふ。）では、規格5の備考6に定める方法を除く。）
六価クロム化合物	抽出1kgにつき六価クロム150mg以下であること	規格65.2に定める方法（ただし、抽出基準値告示表1に掲げるものについては、抽出基準値告示表1に掲げるものとする。）
シアン化合物	抽出1kgにつき遊離シアン50mg以下であること	規格38に定める方法（規格38.1に定める方法を除く。）
水銀及びその化合物	抽出1kgにつき水銀15mg以下であること	規格54に定める方法（抽出操作にあっては、規格5の備考6に定める方法を除く。）
セレン及びその化合物	抽出1kgにつきセレン150mg以下であること	規格7.2又は67.3又は67.4に定める方法
鉛及びその化合物	抽出1kgにつき鉛150mg以下であること	規格54に定める方法（抽出操作にあっては、規格5の備考6に定める方法を除く。）
銅及びその化合物	抽出1kgにつき遊離銅150mg以下であること	規格54に定める方法、抽出操作にあっては、規格5の備考6に定める方法を除く。）
マンガン及びその化合物	抽出1kgにつきマンガン400mg以下であること	規格34.1若しくは34.4に定める方法又は規格34.10（注）第3文を除く。）に定める方法及び水質環境基準告示表4に掲げる方法
ほう素及びその化合物	抽出1kgにつきほう素400mg以下であること	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
銅	抽出1kgにつき銅125mg未満であること	昭和47年10月環境庁令第66時に定める方法

. 11

. 12

頁	新	旧	摘要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
<p>添付資料 4-16</p>	<p>検定試験結果報告書(報告例)</p> <p style="text-align: right;">(様式2) 令和元年6月版</p> <p style="text-align: center;">検定試験 結果証明書</p> <p style="text-align: center;">令和〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>〇〇建設株式会社 様</p> <p>分析機関名 〇〇環境分析株式会社 代表者 神奈川 太郎 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 計量証明事業者の登録番 第01A23456B 環境計量士 〇〇 〇〇</p> <p>令和〇〇年〇〇月〇〇日に依頼のあった検体について、溶出量試験については平成15年環境省告示第18号、含有量試験については平成15年環境省告示第19号に定める方法により調査した結果を以下のとおり証明します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>測定値</th> <th>定量下限値</th> <th>基準値</th> <th>合否</th> <th>計量方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>四塩化炭素</td> <td>mg/l</td> <td>0.0002未満</td> <td>0.0002</td> <td>0.002以下</td> <td>合</td> <td>JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1又は5.5</td> </tr> <tr> <td>1,2-ジクロロエタン</td> <td>mg/l</td> <td>0.0004未満</td> <td>0.0004</td> <td>0.004以下</td> <td>合</td> <td>JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1又は5.3.2</td> </tr> <tr> <td>1,1-ジクロロエチレン</td> <td>mg/l</td> <td>0.002未満</td> <td>0.002</td> <td>0.1以下</td> <td>合</td> <td>JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1又は5.3.2</td> </tr> <tr> <td>1,2-ジクロロエチレン</td> <td>mg/l</td> <td>0.004未満</td> <td>0.004</td> <td>0.04以下</td> <td>合</td> <td>JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1又は5.3.2</td> </tr> <tr> <td>1,3-ジクロロプロペン</td> <td>mg/l</td> <td>0.0002未満</td> <td>0.0002</td> <td>0.002以下</td> <td>合</td> <td>JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1又は5.3.1</td> </tr> <tr> <td>ジクロロメタン</td> <td>mg/l</td> <td>0.002未満</td> <td>0.002</td> <td>0.02以下</td> <td>合</td> <td>JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1又は5.3.2</td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>mg/l</td> <td>0.0005未満</td> <td>0.0005</td> <td>0.01以下</td> <td>合</td> <td>JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1又は5.5</td> </tr> <tr> <td>1,1,1-トリクロロエタン</td> <td>mg/l</td> <td>0.0005未満</td> <td>0.0005</td> <td>1以下</td> <td>合</td> <td>JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1又は5.5</td> </tr> <tr> <td>1,1,2-トリクロロエタン</td> <td>mg/l</td> <td>0.0006未満</td> <td>0.0006</td> <td>0.006以下</td> <td>合</td> <td>JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1又は5.5</td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン</td> <td>mg/l</td> <td>0.0005未満</td> <td>0.0005</td> <td>0.03以下</td> <td>合</td> <td>JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1又は5.5</td> </tr> <tr> <td>ベンゼン</td> <td>mg/l</td> <td>0.001未満</td> <td>0.001</td> <td>0.01以下</td> <td>合</td> <td>JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1又は5.5</td> </tr> <tr> <td>クロロエチレン</td> <td>mg/l</td> <td>0.002未満</td> <td>0.002</td> <td>0.002以下</td> <td>合</td> <td>平成9年 環告第10号 付表2</td> </tr> <tr> <td>カドミウム及びその化合物</td> <td>mg/l</td> <td>0.001未満</td> <td>0.001</td> <td>0.01以下</td> <td>合</td> <td>JIS K 0102 55</td> </tr> <tr> <td>六価クロム化合物</td> <td>mg/l</td> <td>0.02未満</td> <td>0.02</td> <td>0.05以下</td> <td>合</td> <td>JIS K 0102 65.2</td> </tr> <tr> <td>シアン化合物</td> <td>mg/l</td> <td>不検出</td> <td>0.1</td> <td>不検出</td> <td>合</td> <td>JIS K 0102 38又は昭和46年 環告第59号付表1</td> </tr> <tr> <td>総水銀</td> <td>mg/l</td> <td>0.0005未満</td> <td>0.0005</td> <td>0.0005以下</td> <td>合</td> <td>昭和46年 環告第59号 付表2</td> </tr> <tr> <td>アルギル水銀</td> <td>mg/l</td> <td>不検出</td> <td>0.0005</td> <td>不検出</td> <td>合</td> <td>昭和46年 環告第59号付表及び昭和46年 環告第64号付表1</td> </tr> <tr> <td>セレン及びその化合物</td> <td>mg/l</td> <td>0.001未満</td> <td>0.001</td> <td>0.01以下</td> <td>合</td> <td>JIS K 0102 67.2.67.3又は67.4</td> </tr> <tr> <td>鉛及びその化合物</td> <td>mg/l</td> <td>0.005未満</td> <td>0.005</td> <td>0.01以下</td> <td>合</td> <td>JIS K 0102 54</td> </tr> <tr> <td>砒素及びその化合物</td> <td>mg/l</td> <td>0.001未満</td> <td>0.001</td> <td>0.01以下</td> <td>合</td> <td>JIS K 0102 61</td> </tr> <tr> <td>ふっ素及びその化合物</td> <td>mg/l</td> <td>0.2未満</td> <td>0.2</td> <td>0.8以下</td> <td>合</td> <td>昭和三十九年 環告第47号付表1(1)及び昭和46年 環告第59号付表1</td> </tr> <tr> <td>ほう素及びその化合物</td> <td>mg/l</td> <td>0.2未満</td> <td>0.2</td> <td>1以下</td> <td>合</td> <td>JIS K 0102 47.1.47.3又は47.4</td> </tr> <tr> <td>シマジン</td> <td>mg/l</td> <td>0.0003未満</td> <td>0.0003</td> <td>0.003以下</td> <td>合</td> <td>昭和46年 環告第59号 付表5第1又は第2</td> </tr> <tr> <td>チオベンカルブ</td> <td>mg/l</td> <td>0.002未満</td> <td>0.002</td> <td>0.02以下</td> <td>合</td> <td>昭和46年 環告第59号 付表5第1又は第2</td> </tr> <tr> <td>チウラム</td> <td>mg/l</td> <td>0.0006未満</td> <td>0.0006</td> <td>0.006以下</td> <td>合</td> <td>昭和46年 環告第59号 付表5</td> </tr> <tr> <td>ポリ塩化ビフェニル</td> <td>mg/l</td> <td>不検出</td> <td>0.0005</td> <td>不検出</td> <td>合</td> <td>昭和46年 環告第59号 付表4</td> </tr> <tr> <td>有機りん化合物</td> <td>mg/l</td> <td>不検出</td> <td>0.1</td> <td>不検出</td> <td>合</td> <td>昭和46年 環告第59号付表1(1)及び昭和46年 環告第64号付表1</td> </tr> <tr> <td>カドミウム及びその化合物</td> <td>mg/kg</td> <td>1未満</td> <td>1</td> <td>150以下</td> <td>合</td> <td>JIS K 0102 55</td> </tr> <tr> <td>六価クロム化合物</td> <td>mg/kg</td> <td>5未満</td> <td>5</td> <td>250以下</td> <td>合</td> <td>JIS K 0102 65.2</td> </tr> <tr> <td>シアン化合物</td> <td>mg/kg</td> <td>2未満</td> <td>2</td> <td>15以下</td> <td>合</td> <td>JIS K 0102 38</td> </tr> <tr> <td>水銀及びその化合物</td> <td>mg/kg</td> <td>0.5未満</td> <td>0.5</td> <td>15以下</td> <td>合</td> <td>昭和46年 環告第59号 付表2</td> </tr> <tr> <td>セレン及びその化合物</td> <td>mg/kg</td> <td>1未満</td> <td>1</td> <td>150以下</td> <td>合</td> <td>JIS K 0102 67.2.67.3又は67.4</td> </tr> <tr> <td>鉛及びその化合物</td> <td>mg/kg</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>150以下</td> <td>合</td> <td>JIS K 0102 54</td> </tr> <tr> <td>砒素及びその化合物</td> <td>mg/kg</td> <td>5未満</td> <td>5</td> <td>150以下</td> <td>合</td> <td>JIS K 0102 61</td> </tr> <tr> <td>ふっ素及びその化合物</td> <td>mg/kg</td> <td>100未満</td> <td>100</td> <td>4,000以下</td> <td>合</td> <td>昭和三十九年 環告第47号付表1(1)及び昭和46年 環告第59号付表1</td> </tr> <tr> <td>ほう素及びその化合物</td> <td>mg/kg</td> <td>50未満</td> <td>50</td> <td>4,000以下</td> <td>合</td> <td>JIS K 0102 47.1.47.3又は47.4</td> </tr> <tr> <td>鉛及びその化合物</td> <td>mg/kg</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>125以下</td> <td>—</td> <td>昭和47年 総理府令第66号(農用地(田)に限る)</td> </tr> <tr> <td>砒素及びその化合物</td> <td>mg/kg</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>15以下</td> <td>—</td> <td>昭和50年 総理府令第31号(農用地(田)に限る)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「合否」欄については、測定値が基準値内の場合は「合」を、基準値を超過した場合は「否」を記入してください。</p> <p>本様式(様式2)の電子データは、神奈川県ホームページ「公共建設発生土の土壌汚染対策」 URL: http://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7x/ent/f4330/p309211.html から入手できます。</p> <p style="text-align: center;">添4-16</p>	項目	単位	測定値	定量下限値	基準値	合否	計量方法	四塩化炭素	mg/l	0.0002未満	0.0002	0.002以下	合	JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1又は5.5	1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.0004未満	0.0004	0.004以下	合	JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1又は5.3.2	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.002未満	0.002	0.1以下	合	JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1又は5.3.2	1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.004未満	0.004	0.04以下	合	JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1又は5.3.2	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.0002未満	0.0002	0.002以下	合	JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1又は5.3.1	ジクロロメタン	mg/l	0.002未満	0.002	0.02以下	合	JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1又は5.3.2	テトラクロロエチレン	mg/l	0.0005未満	0.0005	0.01以下	合	JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1又は5.5	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	0.0005未満	0.0005	1以下	合	JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1又は5.5	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.0006未満	0.0006	0.006以下	合	JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1又は5.5	トリクロロエチレン	mg/l	0.0005未満	0.0005	0.03以下	合	JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1又は5.5	ベンゼン	mg/l	0.001未満	0.001	0.01以下	合	JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1又は5.5	クロロエチレン	mg/l	0.002未満	0.002	0.002以下	合	平成9年 環告第10号 付表2	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.001未満	0.001	0.01以下	合	JIS K 0102 55	六価クロム化合物	mg/l	0.02未満	0.02	0.05以下	合	JIS K 0102 65.2	シアン化合物	mg/l	不検出	0.1	不検出	合	JIS K 0102 38又は昭和46年 環告第59号付表1	総水銀	mg/l	0.0005未満	0.0005	0.0005以下	合	昭和46年 環告第59号 付表2	アルギル水銀	mg/l	不検出	0.0005	不検出	合	昭和46年 環告第59号付表及び昭和46年 環告第64号付表1	セレン及びその化合物	mg/l	0.001未満	0.001	0.01以下	合	JIS K 0102 67.2.67.3又は67.4	鉛及びその化合物	mg/l	0.005未満	0.005	0.01以下	合	JIS K 0102 54	砒素及びその化合物	mg/l	0.001未満	0.001	0.01以下	合	JIS K 0102 61	ふっ素及びその化合物	mg/l	0.2未満	0.2	0.8以下	合	昭和三十九年 環告第47号付表1(1)及び昭和46年 環告第59号付表1	ほう素及びその化合物	mg/l	0.2未満	0.2	1以下	合	JIS K 0102 47.1.47.3又は47.4	シマジン	mg/l	0.0003未満	0.0003	0.003以下	合	昭和46年 環告第59号 付表5第1又は第2	チオベンカルブ	mg/l	0.002未満	0.002	0.02以下	合	昭和46年 環告第59号 付表5第1又は第2	チウラム	mg/l	0.0006未満	0.0006	0.006以下	合	昭和46年 環告第59号 付表5	ポリ塩化ビフェニル	mg/l	不検出	0.0005	不検出	合	昭和46年 環告第59号 付表4	有機りん化合物	mg/l	不検出	0.1	不検出	合	昭和46年 環告第59号付表1(1)及び昭和46年 環告第64号付表1	カドミウム及びその化合物	mg/kg	1未満	1	150以下	合	JIS K 0102 55	六価クロム化合物	mg/kg	5未満	5	250以下	合	JIS K 0102 65.2	シアン化合物	mg/kg	2未満	2	15以下	合	JIS K 0102 38	水銀及びその化合物	mg/kg	0.5未満	0.5	15以下	合	昭和46年 環告第59号 付表2	セレン及びその化合物	mg/kg	1未満	1	150以下	合	JIS K 0102 67.2.67.3又は67.4	鉛及びその化合物	mg/kg	10	5	150以下	合	JIS K 0102 54	砒素及びその化合物	mg/kg	5未満	5	150以下	合	JIS K 0102 61	ふっ素及びその化合物	mg/kg	100未満	100	4,000以下	合	昭和三十九年 環告第47号付表1(1)及び昭和46年 環告第59号付表1	ほう素及びその化合物	mg/kg	50未満	50	4,000以下	合	JIS K 0102 47.1.47.3又は47.4	鉛及びその化合物	mg/kg	—	—	125以下	—	昭和47年 総理府令第66号(農用地(田)に限る)	砒素及びその化合物	mg/kg	—	—	15以下	—	昭和50年 総理府令第31号(農用地(田)に限る)	<p>(5)5.検定試験結果報告書(報告例)</p> <p style="text-align: right;">(様式2) 平成31年4月版</p> <p style="text-align: center;">検定試験 結果証明書</p> <p style="text-align: center;">〇〇建設株式会社 様</p> <p>分析機関名 〇〇環境分析株式会社 代表者 神奈川 太郎 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 計量証明事業者の登録番 第01A23456B 環境計量士 〇〇 〇〇</p> <p>平成〇〇年〇〇月〇〇日に依頼のあった検体について、溶出量試験については平成15年環境省告示第18号、含有量試験については平成15年環境省告示第19号に定める方法により調査した結果を以下のとおり証明します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>測定値</th> <th>定量下限値</th> <th>基準値</th> <th>合否</th> <th>計量方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>四塩化炭素</td> <td>mg/l</td> <td>0.0002未満</td> <td>0.0002</td> <td>0.002以下</td> <td>合</td> <td>JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1又は5.5</td> </tr> <tr> <td>1,2-ジクロロエタン</td> <td>mg/l</td> <td>0.0004未満</td> <td>0.0004</td> <td>0.004以下</td> <td>合</td> <td>JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1又は5.3.2</td> </tr> <tr> <td>1,1-ジクロロエチレン</td> <td>mg/l</td> <td>0.002未満</td> <td>0.002</td> <td>0.1以下</td> <td>合</td> <td>JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1又は5.3.2</td> </tr> <tr> <td>1,2-ジクロロエチレン</td> <td>mg/l</td> <td>0.004未満</td> <td>0.004</td> <td>0.04以下</td> <td>合</td> <td>JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1又は5.3.2</td> </tr> <tr> <td>1,3-ジクロロプロペン</td> <td>mg/l</td> <td>0.0002未満</td> <td>0.0002</td> <td>0.002以下</td> <td>合</td> <td>JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1又は5.3.1</td> </tr> <tr> <td>ジクロロメタン</td> <td>mg/l</td> <td>0.002未満</td> <td>0.002</td> <td>0.02以下</td> <td>合</td> <td>JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1又は5.3.2</td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>mg/l</td> <td>0.0005未満</td> <td>0.0005</td> <td>0.01以下</td> <td>合</td> <td>JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1又は5.5</td> </tr> <tr> <td>1,1,1-トリクロロエタン</td> <td>mg/l</td> <td>0.0005未満</td> <td>0.0005</td> <td>1以下</td> <td>合</td> <td>JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1又は5.5</td> </tr> <tr> <td>1,1,2-トリクロロエタン</td> <td>mg/l</td> <td>0.0006未満</td> <td>0.0006</td> <td>0.006以下</td> <td>合</td> <td>JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1又は5.5</td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン</td> <td>mg/l</td> <td>0.0005未満</td> <td>0.0005</td> <td>0.03以下</td> <td>合</td> <td>JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1又は5.5</td> </tr> <tr> <td>ベンゼン</td> <td>mg/l</td> <td>0.001未満</td> <td>0.001</td> <td>0.01以下</td> <td>合</td> <td>JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1又は5.5</td> </tr> <tr> <td>クロロエチレン</td> <td>mg/l</td> <td>0.002未満</td> <td>0.002</td> <td>0.002以下</td> <td>合</td> <td>平成9年 環告第10号 付表2</td> </tr> <tr> <td>カドミウム及びその化合物</td> <td>mg/l</td> <td>0.001未満</td> <td>0.001</td> <td>0.01以下</td> <td>合</td> <td>JIS K 0102 55</td> </tr> <tr> <td>六価クロム化合物</td> <td>mg/l</td> <td>0.02未満</td> <td>0.02</td> <td>0.05以下</td> <td>合</td> <td>JIS K 0102 65.2</td> </tr> <tr> <td>シアン化合物</td> <td>mg/l</td> <td>不検出</td> <td>0.1</td> <td>不検出</td> <td>合</td> <td>JIS K 0102 38,38.1.1に定める方法を除く</td> </tr> <tr> <td>総水銀</td> <td>mg/l</td> <td>0.0005未満</td> <td>0.0005</td> <td>0.0005以下</td> <td>合</td> <td>昭和46年 環告第59号 付表1</td> </tr> <tr> <td>アルギル水銀</td> <td>mg/l</td> <td>不検出</td> <td>0.0005</td> <td>不検出</td> <td>合</td> <td>昭和46年 環告第59号付表2及び昭和46年 環告第64号付表1</td> </tr> <tr> <td>セレン及びその化合物</td> <td>mg/l</td> <td>0.001未満</td> <td>0.001</td> <td>0.01以下</td> <td>合</td> <td>JIS K 0102 67.2.67.3又は67.4</td> </tr> <tr> <td>鉛及びその化合物</td> <td>mg/l</td> <td>0.005未満</td> <td>0.005</td> <td>0.01以下</td> <td>合</td> <td>JIS K 0102 54</td> </tr> <tr> <td>砒素及びその化合物</td> <td>mg/l</td> <td>0.001未満</td> <td>0.001</td> <td>0.01以下</td> <td>合</td> <td>JIS K 0102 61</td> </tr> <tr> <td>ふっ素及びその化合物</td> <td>mg/l</td> <td>0.2</td> <td>0.2</td> <td>0.8以下</td> <td>合</td> <td>昭和三十九年 環告第47号付表1(1)及び昭和46年 環告第59号付表1</td> </tr> <tr> <td>ほう素及びその化合物</td> <td>mg/l</td> <td>0.2未満</td> <td>0.2</td> <td>1以下</td> <td>合</td> <td>JIS K 0102 47.1.47.3又は47.4</td> </tr> <tr> <td>シマジン</td> <td>mg/l</td> <td>0.0003未満</td> <td>0.0003</td> <td>0.003以下</td> <td>合</td> <td>昭和46年 環告第59号 付表5第1又は第2</td> </tr> <tr> <td>チオベンカルブ</td> <td>mg/l</td> <td>0.002未満</td> <td>0.002</td> <td>0.02以下</td> <td>合</td> <td>昭和46年 環告第59号 付表5第1又は第2</td> </tr> <tr> <td>チウラム</td> <td>mg/l</td> <td>0.0006未満</td> <td>0.0006</td> <td>0.006以下</td> <td>合</td> <td>昭和46年 環告第59号 付表5</td> </tr> <tr> <td>ポリ塩化ビフェニル</td> <td>mg/l</td> <td>不検出</td> <td>0.0005</td> <td>不検出</td> <td>合</td> <td>昭和46年 環告第59号 付表4</td> </tr> <tr> <td>有機りん化合物</td> <td>mg/l</td> <td>不検出</td> <td>0.1</td> <td>不検出</td> <td>合</td> <td>昭和46年 環告第59号付表1(1)及び昭和46年 環告第64号付表1</td> </tr> <tr> <td>カドミウム及びその化合物</td> <td>mg/kg</td> <td>1未満</td> <td>1</td> <td>150以下</td> <td>合</td> <td>JIS K 0102 55</td> </tr> <tr> <td>六価クロム化合物</td> <td>mg/kg</td> <td>5未満</td> <td>5</td> <td>250以下</td> <td>合</td> <td>JIS K 0102 65.2</td> </tr> <tr> <td>シアン化合物</td> <td>mg/kg</td> <td>2未満</td> <td>2</td> <td>15以下</td> <td>合</td> <td>JIS K 0102 38,38.1.1に定める方法を除く</td> </tr> <tr> <td>水銀及びその化合物</td> <td>mg/kg</td> <td>0.5未満</td> <td>0.5</td> <td>15以下</td> <td>合</td> <td>昭和46年 環告第59号 付表2</td> </tr> <tr> <td>セレン及びその化合物</td> <td>mg/kg</td> <td>1未満</td> <td>1</td> <td>150以下</td> <td>合</td> <td>JIS K 0102 67.2.67.3又は67.4</td> </tr> <tr> <td>鉛及びその化合物</td> <td>mg/kg</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>150以下</td> <td>合</td> <td>JIS K 0102 54</td> </tr> <tr> <td>砒素及びその化合物</td> <td>mg/kg</td> <td>5未満</td> <td>5</td> <td>150以下</td> <td>合</td> <td>JIS K 0102 61</td> </tr> <tr> <td>ふっ素及びその化合物</td> <td>mg/kg</td> <td>100未満</td> <td>100</td> <td>4,000以下</td> <td>合</td> <td>昭和三十九年 環告第47号付表1(1)及び昭和46年 環告第59号付表1</td> </tr> <tr> <td>ほう素及びその化合物</td> <td>mg/kg</td> <td>50未満</td> <td>50</td> <td>4,000以下</td> <td>合</td> <td>JIS K 0102 47.1.47.3又は47.4</td> </tr> <tr> <td>鉛及びその化合物</td> <td>mg/kg</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>125以下</td> <td>—</td> <td>昭和47年 総理府令第66号(農用地(田)に限る)</td> </tr> <tr> <td>砒素及びその化合物</td> <td>mg/kg</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>15以下</td> <td>—</td> <td>昭和50年 総理府令第31号(農用地(田)に限る)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「合否」欄については、測定値が基準値内の場合は「合」を、基準値を超過した場合は「否」を記入してください。</p> <p>本様式(様式2)の電子データは、神奈川県ホームページ「公共建設発生土の土壌汚染対策」 URL: http://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7x/ent/f4330/p309211.html から入手できます。</p> <p style="text-align: center;">添5-15</p>	項目	単位	測定値	定量下限値	基準値	合否	計量方法	四塩化炭素	mg/l	0.0002未満	0.0002	0.002以下	合	JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1又は5.5	1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.0004未満	0.0004	0.004以下	合	JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1又は5.3.2	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.002未満	0.002	0.1以下	合	JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1又は5.3.2	1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.004未満	0.004	0.04以下	合	JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1又は5.3.2	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.0002未満	0.0002	0.002以下	合	JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1又は5.3.1	ジクロロメタン	mg/l	0.002未満	0.002	0.02以下	合	JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1又は5.3.2	テトラクロロエチレン	mg/l	0.0005未満	0.0005	0.01以下	合	JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1又は5.5	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	0.0005未満	0.0005	1以下	合	JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1又は5.5	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.0006未満	0.0006	0.006以下	合	JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1又は5.5	トリクロロエチレン	mg/l	0.0005未満	0.0005	0.03以下	合	JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1又は5.5	ベンゼン	mg/l	0.001未満	0.001	0.01以下	合	JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1又は5.5	クロロエチレン	mg/l	0.002未満	0.002	0.002以下	合	平成9年 環告第10号 付表2	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.001未満	0.001	0.01以下	合	JIS K 0102 55	六価クロム化合物	mg/l	0.02未満	0.02	0.05以下	合	JIS K 0102 65.2	シアン化合物	mg/l	不検出	0.1	不検出	合	JIS K 0102 38,38.1.1に定める方法を除く	総水銀	mg/l	0.0005未満	0.0005	0.0005以下	合	昭和46年 環告第59号 付表1	アルギル水銀	mg/l	不検出	0.0005	不検出	合	昭和46年 環告第59号付表2及び昭和46年 環告第64号付表1	セレン及びその化合物	mg/l	0.001未満	0.001	0.01以下	合	JIS K 0102 67.2.67.3又は67.4	鉛及びその化合物	mg/l	0.005未満	0.005	0.01以下	合	JIS K 0102 54	砒素及びその化合物	mg/l	0.001未満	0.001	0.01以下	合	JIS K 0102 61	ふっ素及びその化合物	mg/l	0.2	0.2	0.8以下	合	昭和三十九年 環告第47号付表1(1)及び昭和46年 環告第59号付表1	ほう素及びその化合物	mg/l	0.2未満	0.2	1以下	合	JIS K 0102 47.1.47.3又は47.4	シマジン	mg/l	0.0003未満	0.0003	0.003以下	合	昭和46年 環告第59号 付表5第1又は第2	チオベンカルブ	mg/l	0.002未満	0.002	0.02以下	合	昭和46年 環告第59号 付表5第1又は第2	チウラム	mg/l	0.0006未満	0.0006	0.006以下	合	昭和46年 環告第59号 付表5	ポリ塩化ビフェニル	mg/l	不検出	0.0005	不検出	合	昭和46年 環告第59号 付表4	有機りん化合物	mg/l	不検出	0.1	不検出	合	昭和46年 環告第59号付表1(1)及び昭和46年 環告第64号付表1	カドミウム及びその化合物	mg/kg	1未満	1	150以下	合	JIS K 0102 55	六価クロム化合物	mg/kg	5未満	5	250以下	合	JIS K 0102 65.2	シアン化合物	mg/kg	2未満	2	15以下	合	JIS K 0102 38,38.1.1に定める方法を除く	水銀及びその化合物	mg/kg	0.5未満	0.5	15以下	合	昭和46年 環告第59号 付表2	セレン及びその化合物	mg/kg	1未満	1	150以下	合	JIS K 0102 67.2.67.3又は67.4	鉛及びその化合物	mg/kg	10	5	150以下	合	JIS K 0102 54	砒素及びその化合物	mg/kg	5未満	5	150以下	合	JIS K 0102 61	ふっ素及びその化合物	mg/kg	100未満	100	4,000以下	合	昭和三十九年 環告第47号付表1(1)及び昭和46年 環告第59号付表1	ほう素及びその化合物	mg/kg	50未満	50	4,000以下	合	JIS K 0102 47.1.47.3又は47.4	鉛及びその化合物	mg/kg	—	—	125以下	—	昭和47年 総理府令第66号(農用地(田)に限る)	砒素及びその化合物	mg/kg	—	—	15以下	—	昭和50年 総理府令第31号(農用地(田)に限る)	<p>見出し削除 年版修正</p>
項目	単位	測定値	定量下限値	基準値	合否	計量方法																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
四塩化炭素	mg/l	0.0002未満	0.0002	0.002以下	合	JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1又は5.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.0004未満	0.0004	0.004以下	合	JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1又は5.3.2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.002未満	0.002	0.1以下	合	JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1又は5.3.2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.004未満	0.004	0.04以下	合	JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1又は5.3.2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.0002未満	0.0002	0.002以下	合	JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1又は5.3.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
ジクロロメタン	mg/l	0.002未満	0.002	0.02以下	合	JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1又は5.3.2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
テトラクロロエチレン	mg/l	0.0005未満	0.0005	0.01以下	合	JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1又は5.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	0.0005未満	0.0005	1以下	合	JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1又は5.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.0006未満	0.0006	0.006以下	合	JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1又は5.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
トリクロロエチレン	mg/l	0.0005未満	0.0005	0.03以下	合	JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1又は5.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
ベンゼン	mg/l	0.001未満	0.001	0.01以下	合	JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1又は5.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
クロロエチレン	mg/l	0.002未満	0.002	0.002以下	合	平成9年 環告第10号 付表2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
カドミウム及びその化合物	mg/l	0.001未満	0.001	0.01以下	合	JIS K 0102 55																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
六価クロム化合物	mg/l	0.02未満	0.02	0.05以下	合	JIS K 0102 65.2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
シアン化合物	mg/l	不検出	0.1	不検出	合	JIS K 0102 38又は昭和46年 環告第59号付表1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
総水銀	mg/l	0.0005未満	0.0005	0.0005以下	合	昭和46年 環告第59号 付表2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
アルギル水銀	mg/l	不検出	0.0005	不検出	合	昭和46年 環告第59号付表及び昭和46年 環告第64号付表1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
セレン及びその化合物	mg/l	0.001未満	0.001	0.01以下	合	JIS K 0102 67.2.67.3又は67.4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
鉛及びその化合物	mg/l	0.005未満	0.005	0.01以下	合	JIS K 0102 54																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
砒素及びその化合物	mg/l	0.001未満	0.001	0.01以下	合	JIS K 0102 61																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
ふっ素及びその化合物	mg/l	0.2未満	0.2	0.8以下	合	昭和三十九年 環告第47号付表1(1)及び昭和46年 環告第59号付表1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
ほう素及びその化合物	mg/l	0.2未満	0.2	1以下	合	JIS K 0102 47.1.47.3又は47.4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
シマジン	mg/l	0.0003未満	0.0003	0.003以下	合	昭和46年 環告第59号 付表5第1又は第2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
チオベンカルブ	mg/l	0.002未満	0.002	0.02以下	合	昭和46年 環告第59号 付表5第1又は第2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
チウラム	mg/l	0.0006未満	0.0006	0.006以下	合	昭和46年 環告第59号 付表5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
ポリ塩化ビフェニル	mg/l	不検出	0.0005	不検出	合	昭和46年 環告第59号 付表4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
有機りん化合物	mg/l	不検出	0.1	不検出	合	昭和46年 環告第59号付表1(1)及び昭和46年 環告第64号付表1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
カドミウム及びその化合物	mg/kg	1未満	1	150以下	合	JIS K 0102 55																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
六価クロム化合物	mg/kg	5未満	5	250以下	合	JIS K 0102 65.2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
シアン化合物	mg/kg	2未満	2	15以下	合	JIS K 0102 38																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
水銀及びその化合物	mg/kg	0.5未満	0.5	15以下	合	昭和46年 環告第59号 付表2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
セレン及びその化合物	mg/kg	1未満	1	150以下	合	JIS K 0102 67.2.67.3又は67.4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
鉛及びその化合物	mg/kg	10	5	150以下	合	JIS K 0102 54																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
砒素及びその化合物	mg/kg	5未満	5	150以下	合	JIS K 0102 61																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
ふっ素及びその化合物	mg/kg	100未満	100	4,000以下	合	昭和三十九年 環告第47号付表1(1)及び昭和46年 環告第59号付表1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
ほう素及びその化合物	mg/kg	50未満	50	4,000以下	合	JIS K 0102 47.1.47.3又は47.4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
鉛及びその化合物	mg/kg	—	—	125以下	—	昭和47年 総理府令第66号(農用地(田)に限る)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
砒素及びその化合物	mg/kg	—	—	15以下	—	昭和50年 総理府令第31号(農用地(田)に限る)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
項目	単位	測定値	定量下限値	基準値	合否	計量方法																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
四塩化炭素	mg/l	0.0002未満	0.0002	0.002以下	合	JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1又は5.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.0004未満	0.0004	0.004以下	合	JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1又は5.3.2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.002未満	0.002	0.1以下	合	JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1又は5.3.2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.004未満	0.004	0.04以下	合	JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1又は5.3.2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.0002未満	0.0002	0.002以下	合	JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1又は5.3.1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
ジクロロメタン	mg/l	0.002未満	0.002	0.02以下	合	JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1又は5.3.2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
テトラクロロエチレン	mg/l	0.0005未満	0.0005	0.01以下	合	JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1又は5.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	0.0005未満	0.0005	1以下	合	JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1又は5.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.0006未満	0.0006	0.006以下	合	JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1又は5.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
トリクロロエチレン	mg/l	0.0005未満	0.0005	0.03以下	合	JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1又は5.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
ベンゼン	mg/l	0.001未満	0.001	0.01以下	合	JIS K 0125 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1又は5.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
クロロエチレン	mg/l	0.002未満	0.002	0.002以下	合	平成9年 環告第10号 付表2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
カドミウム及びその化合物	mg/l	0.001未満	0.001	0.01以下	合	JIS K 0102 55																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
六価クロム化合物	mg/l	0.02未満	0.02	0.05以下	合	JIS K 0102 65.2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
シアン化合物	mg/l	不検出	0.1	不検出	合	JIS K 0102 38,38.1.1に定める方法を除く																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
総水銀	mg/l	0.0005未満	0.0005	0.0005以下	合	昭和46年 環告第59号 付表1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
アルギル水銀	mg/l	不検出	0.0005	不検出	合	昭和46年 環告第59号付表2及び昭和46年 環告第64号付表1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
セレン及びその化合物	mg/l	0.001未満	0.001	0.01以下	合	JIS K 0102 67.2.67.3又は67.4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
鉛及びその化合物	mg/l	0.005未満	0.005	0.01以下	合	JIS K 0102 54																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
砒素及びその化合物	mg/l	0.001未満	0.001	0.01以下	合	JIS K 0102 61																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
ふっ素及びその化合物	mg/l	0.2	0.2	0.8以下	合	昭和三十九年 環告第47号付表1(1)及び昭和46年 環告第59号付表1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
ほう素及びその化合物	mg/l	0.2未満	0.2	1以下	合	JIS K 0102 47.1.47.3又は47.4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
シマジン	mg/l	0.0003未満	0.0003	0.003以下	合	昭和46年 環告第59号 付表5第1又は第2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
チオベンカルブ	mg/l	0.002未満	0.002	0.02以下	合	昭和46年 環告第59号 付表5第1又は第2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
チウラム	mg/l	0.0006未満	0.0006	0.006以下	合	昭和46年 環告第59号 付表5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
ポリ塩化ビフェニル	mg/l	不検出	0.0005	不検出	合	昭和46年 環告第59号 付表4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
有機りん化合物	mg/l	不検出	0.1	不検出	合	昭和46年 環告第59号付表1(1)及び昭和46年 環告第64号付表1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
カドミウム及びその化合物	mg/kg	1未満	1	150以下	合	JIS K 0102 55																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
六価クロム化合物	mg/kg	5未満	5	250以下	合	JIS K 0102 65.2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
シアン化合物	mg/kg	2未満	2	15以下	合	JIS K 0102 38,38.1.1に定める方法を除く																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
水銀及びその化合物	mg/kg	0.5未満	0.5	15以下	合	昭和46年 環告第59号 付表2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
セレン及びその化合物	mg/kg	1未満	1	150以下	合	JIS K 0102 67.2.67.3又は67.4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
鉛及びその化合物	mg/kg	10	5	150以下	合	JIS K 0102 54																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
砒素及びその化合物	mg/kg	5未満	5	150以下	合	JIS K 0102 61																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
ふっ素及びその化合物	mg/kg	100未満	100	4,000以下	合	昭和三十九年 環告第47号付表1(1)及び昭和46年 環告第59号付表1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
ほう素及びその化合物	mg/kg	50未満	50	4,000以下	合	JIS K 0102 47.1.47.3又は47.4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
鉛及びその化合物	mg/kg	—	—	125以下	—	昭和47年 総理府令第66号(農用地(田)に限る)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
砒素及びその化合物	mg/kg	—	—	15以下	—	昭和50年 総理府令第31号(農用地(田)に限る)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															

土木工事書類作成マニュアル（令和3年4月改正） 新旧対照表

頁	新	旧	摘要
<p>添付資料 5-4</p>	<p style="text-align: center;"><u>土砂埋立行為許可手続の流れ</u></p> <p style="text-align: center;">添5-4</p>	<p style="text-align: center;"><u>土砂埋立行為許可手続の流れ</u></p> <p style="text-align: center;">添6-4 4</p>	<p style="text-align: center;">条件追加</p>

土木工事書類作成マニュアル（令和3年4月改正） 新旧対照表

頁	新	旧	摘要																																																																								
<p>添付資料 5-5</p>	<p style="text-align: center;">＜問い合わせ及び書類提出先＞（土砂条例）</p> <table border="1" data-bbox="365 437 974 1125"> <thead> <tr> <th>問い合わせ及び書類提出先</th> <th>連絡先</th> <th>所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>横須賀土木事務所 許認可指導課</td> <td>〒238-0022 横須賀市公郷町1-56-5 Tel 046-853-8800</td> <td>横須賀市 逗子市 三浦市 葉山町</td> </tr> <tr> <td>平塚土木事務所 許認可指導課</td> <td>〒254-0073 平塚市西八幡1-3-1 Tel 0463-22-2711</td> <td>平塚市 秦野市 伊勢原市 大磯町 二宮町</td> </tr> <tr> <td>藤沢土木事務所 許認可指導課</td> <td>〒251-0025 藤沢市鶴沼石上2-7-1 Tel 0466-26-2111</td> <td>鎌倉市 藤沢市 茅ヶ崎市 寒川 町</td> </tr> <tr> <td>厚木土木事務所 許認可指導課</td> <td>〒243-0016 厚木市田村町2-28 Tel 046-223-1711</td> <td>厚木市 愛川町 清川村</td> </tr> <tr> <td>厚木土木事務所 東部センター 許認可指導課</td> <td>〒252-1133 綾瀬市寺尾本町1-11-3 Tel 0467-79-2800</td> <td>海老名市 綾瀬市 大和市 座間市</td> </tr> <tr> <td>厚木土木事務所 津久井治水センター 許認可指導課</td> <td>〒252-0157 相模原市緑区中野937-2 Tel 042-784-1111</td> <td>相模原市</td> </tr> <tr> <td>県西土木事務所 許認可指導課</td> <td>〒258-0021 足柄上郡開成町吉田島2489-2 Tel 0465-83-5111</td> <td>南足柄市 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町</td> </tr> <tr> <td>県西土木事務所 小田原土木センター 許認可指導課</td> <td>〒250-0003 小田原市東町5-2-58 Tel 0465-34-4141</td> <td>小田原市 箱根町 真鶴町 湯河原 町</td> </tr> <tr> <td>横浜川崎治水事務所 許認可指導課</td> <td>〒220-0073 横浜市西区岡野2-12-20 Tel 045-411-2500</td> <td>横浜市</td> </tr> <tr> <td>横浜川崎治水事務所 川崎治水センター 管理課</td> <td>〒214-0038 川崎市多摩区生田4-25-1 Tel 044-932-7211</td> <td>川崎市</td> </tr> <tr> <td>建設リサイクル課 建設リサイクルグループ</td> <td>〒231-0023 横浜市中区山下町32 神奈川県横浜合同庁舎3階 Tel 045-285-3203</td> <td>条例全般についての問い合わせ</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 名越隧道、相模川及び酒匂川の区域については、所管が異なる場合がありますので、詳しくは各土木・治水事務所（センター）へお問い合わせください。 秦野市、伊勢原市、南足柄市、相模原市の区域では、2,000平方メートル以上の土砂埋立行為許可は市の条例が適用されますので、それぞれの市にお問い合わせください。</p> <p>※ 建設リサイクル課ホームページ：http://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7x/index.html</p> <p style="text-align: center;">添5-5</p>	問い合わせ及び書類提出先	連絡先	所管区域	横須賀土木事務所 許認可指導課	〒238-0022 横須賀市公郷町1-56-5 Tel 046-853-8800	横須賀市 逗子市 三浦市 葉山町	平塚土木事務所 許認可指導課	〒254-0073 平塚市西八幡1-3-1 Tel 0463-22-2711	平塚市 秦野市 伊勢原市 大磯町 二宮町	藤沢土木事務所 許認可指導課	〒251-0025 藤沢市鶴沼石上2-7-1 Tel 0466-26-2111	鎌倉市 藤沢市 茅ヶ崎市 寒川 町	厚木土木事務所 許認可指導課	〒243-0016 厚木市田村町2-28 Tel 046-223-1711	厚木市 愛川町 清川村	厚木土木事務所 東部センター 許認可指導課	〒252-1133 綾瀬市寺尾本町1-11-3 Tel 0467-79-2800	海老名市 綾瀬市 大和市 座間市	厚木土木事務所 津久井治水センター 許認可指導課	〒252-0157 相模原市緑区中野937-2 Tel 042-784-1111	相模原市	県西土木事務所 許認可指導課	〒258-0021 足柄上郡開成町吉田島2489-2 Tel 0465-83-5111	南足柄市 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町	県西土木事務所 小田原土木センター 許認可指導課	〒250-0003 小田原市東町5-2-58 Tel 0465-34-4141	小田原市 箱根町 真鶴町 湯河原 町	横浜川崎治水事務所 許認可指導課	〒220-0073 横浜市西区岡野2-12-20 Tel 045-411-2500	横浜市	横浜川崎治水事務所 川崎治水センター 管理課	〒214-0038 川崎市多摩区生田4-25-1 Tel 044-932-7211	川崎市	建設リサイクル課 建設リサイクルグループ	〒231-0023 横浜市中区山下町32 神奈川県横浜合同庁舎3階 Tel 045-285-3203	条例全般についての問い合わせ	<p style="text-align: center;">＜問い合わせ及び書類提出先＞（土砂条例）</p> <table border="1" data-bbox="1189 440 1778 1107"> <thead> <tr> <th>問い合わせ及び書類提出先</th> <th>連絡先</th> <th>所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>横須賀土木事務所 許認可指導課</td> <td>〒238-0022 横須賀市公郷町1-56-5 Tel 046-853-8800</td> <td>横須賀市 逗子市 三浦市 葉山町</td> </tr> <tr> <td>平塚土木事務所 許認可指導課</td> <td>〒254-0073 平塚市西八幡1-3-1 Tel 0463-22-2711</td> <td>平塚市 秦野市 伊勢原市 大磯町 二宮町</td> </tr> <tr> <td>藤沢土木事務所 許認可指導課</td> <td>〒251-0025 藤沢市鶴沼石上2-7-1 Tel 0466-26-2111</td> <td>鎌倉市 藤沢市 茅ヶ崎市 寒川 町</td> </tr> <tr> <td>厚木土木事務所 許認可指導課</td> <td>〒243-0016 厚木市田村町2-28 Tel 046-223-1711</td> <td>厚木市 愛川町 清川村</td> </tr> <tr> <td>厚木土木事務所 東部センター 許認可指導課</td> <td>〒252-1133 綾瀬市寺尾本町1-11-3 Tel 0467-79-2800</td> <td>海老名市 綾瀬市 大和市 座間市</td> </tr> <tr> <td>厚木土木事務所 津久井治水センター 許認可指導課</td> <td>〒252-0157 相模原市緑区中野937-2 Tel 042-784-1111</td> <td>相模原市</td> </tr> <tr> <td>県西土木事務所 許認可指導課</td> <td>〒258-0021 足柄上郡開成町吉田島2489-2 Tel 0465-83-5111</td> <td>南足柄市 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町</td> </tr> <tr> <td>県西土木事務所 小田原土木センター 許認可指導課</td> <td>〒250-0003 小田原市東町5-2-58 Tel 0465-34-4141</td> <td>小田原市 箱根町 真鶴町 湯河原 町</td> </tr> <tr> <td>横浜川崎治水事務所 許認可指導課</td> <td>〒220-0073 横浜市西区岡野2-12-20 Tel 045-411-2500</td> <td>横浜市</td> </tr> <tr> <td>横浜川崎治水事務所 川崎治水センター 管理課</td> <td>〒214-0038 川崎市多摩区生田4-25-1 Tel 044-932-7211</td> <td>川崎市</td> </tr> <tr> <td>建設リサイクル課 建設リサイクルグループ</td> <td>〒231-0023 横浜市中区山下町32 神奈川県横浜合同庁舎3階 Tel 045-285-3203</td> <td>条例全般についての問い合わせ</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 名越隧道、相模川及び酒匂川の区域については、所管が異なる場合がありますので、詳しくは各土木・治水事務所（センター）へお問い合わせください。 秦野市、伊勢原市、南足柄市、相模原市の区域では、2,000平方メートル以上の土砂埋立行為許可は市の条例が適用されますので、それぞれの市にお問い合わせください。</p> <p>※ 建設リサイクル課ホームページ：http://www.pref.kanagawa.jp/div/0722/</p> <p style="text-align: center;">添6-5 5</p>	問い合わせ及び書類提出先	連絡先	所管区域	横須賀土木事務所 許認可指導課	〒238-0022 横須賀市公郷町1-56-5 Tel 046-853-8800	横須賀市 逗子市 三浦市 葉山町	平塚土木事務所 許認可指導課	〒254-0073 平塚市西八幡1-3-1 Tel 0463-22-2711	平塚市 秦野市 伊勢原市 大磯町 二宮町	藤沢土木事務所 許認可指導課	〒251-0025 藤沢市鶴沼石上2-7-1 Tel 0466-26-2111	鎌倉市 藤沢市 茅ヶ崎市 寒川 町	厚木土木事務所 許認可指導課	〒243-0016 厚木市田村町2-28 Tel 046-223-1711	厚木市 愛川町 清川村	厚木土木事務所 東部センター 許認可指導課	〒252-1133 綾瀬市寺尾本町1-11-3 Tel 0467-79-2800	海老名市 綾瀬市 大和市 座間市	厚木土木事務所 津久井治水センター 許認可指導課	〒252-0157 相模原市緑区中野937-2 Tel 042-784-1111	相模原市	県西土木事務所 許認可指導課	〒258-0021 足柄上郡開成町吉田島2489-2 Tel 0465-83-5111	南足柄市 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町	県西土木事務所 小田原土木センター 許認可指導課	〒250-0003 小田原市東町5-2-58 Tel 0465-34-4141	小田原市 箱根町 真鶴町 湯河原 町	横浜川崎治水事務所 許認可指導課	〒220-0073 横浜市西区岡野2-12-20 Tel 045-411-2500	横浜市	横浜川崎治水事務所 川崎治水センター 管理課	〒214-0038 川崎市多摩区生田4-25-1 Tel 044-932-7211	川崎市	建設リサイクル課 建設リサイクルグループ	〒231-0023 横浜市中区山下町32 神奈川県横浜合同庁舎3階 Tel 045-285-3203	条例全般についての問い合わせ	<p style="text-align: right;">URL修正</p>
問い合わせ及び書類提出先	連絡先	所管区域																																																																									
横須賀土木事務所 許認可指導課	〒238-0022 横須賀市公郷町1-56-5 Tel 046-853-8800	横須賀市 逗子市 三浦市 葉山町																																																																									
平塚土木事務所 許認可指導課	〒254-0073 平塚市西八幡1-3-1 Tel 0463-22-2711	平塚市 秦野市 伊勢原市 大磯町 二宮町																																																																									
藤沢土木事務所 許認可指導課	〒251-0025 藤沢市鶴沼石上2-7-1 Tel 0466-26-2111	鎌倉市 藤沢市 茅ヶ崎市 寒川 町																																																																									
厚木土木事務所 許認可指導課	〒243-0016 厚木市田村町2-28 Tel 046-223-1711	厚木市 愛川町 清川村																																																																									
厚木土木事務所 東部センター 許認可指導課	〒252-1133 綾瀬市寺尾本町1-11-3 Tel 0467-79-2800	海老名市 綾瀬市 大和市 座間市																																																																									
厚木土木事務所 津久井治水センター 許認可指導課	〒252-0157 相模原市緑区中野937-2 Tel 042-784-1111	相模原市																																																																									
県西土木事務所 許認可指導課	〒258-0021 足柄上郡開成町吉田島2489-2 Tel 0465-83-5111	南足柄市 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町																																																																									
県西土木事務所 小田原土木センター 許認可指導課	〒250-0003 小田原市東町5-2-58 Tel 0465-34-4141	小田原市 箱根町 真鶴町 湯河原 町																																																																									
横浜川崎治水事務所 許認可指導課	〒220-0073 横浜市西区岡野2-12-20 Tel 045-411-2500	横浜市																																																																									
横浜川崎治水事務所 川崎治水センター 管理課	〒214-0038 川崎市多摩区生田4-25-1 Tel 044-932-7211	川崎市																																																																									
建設リサイクル課 建設リサイクルグループ	〒231-0023 横浜市中区山下町32 神奈川県横浜合同庁舎3階 Tel 045-285-3203	条例全般についての問い合わせ																																																																									
問い合わせ及び書類提出先	連絡先	所管区域																																																																									
横須賀土木事務所 許認可指導課	〒238-0022 横須賀市公郷町1-56-5 Tel 046-853-8800	横須賀市 逗子市 三浦市 葉山町																																																																									
平塚土木事務所 許認可指導課	〒254-0073 平塚市西八幡1-3-1 Tel 0463-22-2711	平塚市 秦野市 伊勢原市 大磯町 二宮町																																																																									
藤沢土木事務所 許認可指導課	〒251-0025 藤沢市鶴沼石上2-7-1 Tel 0466-26-2111	鎌倉市 藤沢市 茅ヶ崎市 寒川 町																																																																									
厚木土木事務所 許認可指導課	〒243-0016 厚木市田村町2-28 Tel 046-223-1711	厚木市 愛川町 清川村																																																																									
厚木土木事務所 東部センター 許認可指導課	〒252-1133 綾瀬市寺尾本町1-11-3 Tel 0467-79-2800	海老名市 綾瀬市 大和市 座間市																																																																									
厚木土木事務所 津久井治水センター 許認可指導課	〒252-0157 相模原市緑区中野937-2 Tel 042-784-1111	相模原市																																																																									
県西土木事務所 許認可指導課	〒258-0021 足柄上郡開成町吉田島2489-2 Tel 0465-83-5111	南足柄市 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町																																																																									
県西土木事務所 小田原土木センター 許認可指導課	〒250-0003 小田原市東町5-2-58 Tel 0465-34-4141	小田原市 箱根町 真鶴町 湯河原 町																																																																									
横浜川崎治水事務所 許認可指導課	〒220-0073 横浜市西区岡野2-12-20 Tel 045-411-2500	横浜市																																																																									
横浜川崎治水事務所 川崎治水センター 管理課	〒214-0038 川崎市多摩区生田4-25-1 Tel 044-932-7211	川崎市																																																																									
建設リサイクル課 建設リサイクルグループ	〒231-0023 横浜市中区山下町32 神奈川県横浜合同庁舎3階 Tel 045-285-3203	条例全般についての問い合わせ																																																																									

頁	新	旧	摘要																																																																																																																																																																																																																																													
添付資料 6-1	<p>○ 様式一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>マニコアル バーシ</th> <th>様式名</th> <th>根拠等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1-2</td><td>工程表</td><td>工事執行規則<第1号様式></td></tr> <tr><td>1-19</td><td>設計図書等との不一致等の確認について</td><td>公共工事標準請負契約約款<第12号様式></td></tr> <tr><td>1-21</td><td>建設業退職金共済制度加入状況報告書</td><td>建設業退職金共済制度の届及届底について（通知）<様式2号></td></tr> <tr><td>1-25</td><td>労働代理人設置（変更）届</td><td>工事執行規則<第3号様式></td></tr> <tr><td>1-26</td><td>主任技術者設置（変更）届</td><td>工事執行規則<第4号様式></td></tr> <tr><td>1-27</td><td>労務書</td><td>公共工事標準請負契約約款<第3号様式></td></tr> <tr><td>1-28</td><td>労務請求書</td><td>公共工事標準請負契約約款<第3号様式></td></tr> <tr><td>1-29</td><td>引渡書</td><td>公共工事標準請負契約約款<第2号様式></td></tr> <tr><td>2-7</td><td>コンクリート噴霧器入（変更）計図書</td><td>公共工事標準請負契約約款<第2号様式></td></tr> <tr><td>2-8</td><td>コンクリート噴霧器入等（報告）計図書</td><td>公共工事標準請負契約約款<第2号様式></td></tr> <tr><td>2-9</td><td>建設リサイクル施設利用報告書（変更）計図書</td><td>公共工事標準請負契約約款<第2号様式></td></tr> <tr><td>2-10</td><td>建設リサイクル施設利用報告書（変更）計図書</td><td>公共工事標準請負契約約款<第2号様式></td></tr> <tr><td>2-11</td><td>建設養生木材等搬入（変更）計図書</td><td>建設養生木材等の処理及び建設リサイクル施設に関する事務取扱要領<第10号様式></td></tr> <tr><td>2-12</td><td>建設養生木材等搬入（変更）計図書</td><td>建設養生木材等の処理及び建設リサイクル施設に関する事務取扱要領<第10号様式></td></tr> <tr><td>2-13</td><td>建設養生木材の処理等</td><td>建設養生木材等の処理及び建設リサイクル施設に関する事務取扱要領<第10号様式></td></tr> <tr><td>2-18</td><td>工事材料検査（確認）届</td><td>工事執行規則<第5号様式></td></tr> <tr><td>2-19</td><td>材料検査（確認）届</td><td>公共工事標準請負契約約款<第24号様式></td></tr> <tr><td>2-24</td><td>労働協議書</td><td>公共工事標準請負契約約款<第24号様式></td></tr> <tr><td>2-34</td><td>確認・立会届</td><td>公共工事標準請負契約約款<第15号様式></td></tr> <tr><td>4-4</td><td>工期の延長について</td><td>公共工事標準請負契約約款<第23号様式></td></tr> <tr><td>4-5</td><td>工事執行報告書</td><td>公共工事標準請負契約約款<第23号様式></td></tr> <tr><td>4-8</td><td>工事計画書</td><td>公共工事標準請負契約約款<第23号様式></td></tr> <tr><td>4-9</td><td>工事計画書作成マニュアル</td><td>公共工事標準請負契約約款<第10号様式></td></tr> <tr><td>6-2</td><td>支給材料（積当品）受領書（借用品）</td><td>公共工事標準請負契約約款<第11号様式></td></tr> <tr><td>6-3</td><td>支給材料（積当品）返納書</td><td>公共工事標準請負契約約款<第11号様式></td></tr> <tr><td>7-4</td><td>引渡書</td><td>公共工事標準請負契約約款<第6号様式></td></tr> <tr><td>7-5</td><td>引渡書</td><td>公共工事標準請負契約約款<第20号様式></td></tr> <tr><td>7-6</td><td>建設業退職金共済制度届出書</td><td>建設業退職金共済制度の届及届底について（通知）<様式1号></td></tr> <tr><td>7-8</td><td>建設業退職金共済制度届出書</td><td>建設業退職金共済制度の届及届底について（通知）<様式3号></td></tr> <tr><td>7-11</td><td>出来形検査申請書</td><td>工事執行規則<第8号様式></td></tr> <tr><td>7-12</td><td>出来形検査申請書</td><td>工事執行規則<第8号様式></td></tr> <tr><td>8-2</td><td>確認請求書</td><td>中間前金払の戻金について（通知）<別紙1></td></tr> <tr><td>8-3</td><td>確認請求書</td><td>財務規則の運用<第70号様式></td></tr> <tr><td>9-2</td><td>工事目的物の使用について（別紙）</td><td>公共工事標準請負契約約款<第21号様式></td></tr> <tr><td>9-2</td><td>工事目的物の使用について（別紙）</td><td>公共工事標準請負契約約款<第21号様式2></td></tr> <tr><td>※1-14</td><td>施工体制台帳（作成例）</td><td>公共工事標準請負契約約款<第21号様式2></td></tr> <tr><td>※1-15</td><td>施工体制台帳（作成例）</td><td>公共工事標準請負契約約款<第21号様式2></td></tr> <tr><td>※1-16</td><td>施工体制台帳（作成例）</td><td>公共工事標準請負契約約款<第21号様式2></td></tr> <tr><td>※1-16</td><td>施工体制台帳（作成例）</td><td>公共工事標準請負契約約款<第21号様式2></td></tr> </tbody> </table> <p>※ 上記様式については、神奈川県ホームページ（神奈川県公共工事における土木工事書類作成マニュアル）に掲載しています。 http://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/ent/1490113/p12795.html</p>	マニコアル バーシ	様式名	根拠等	1-2	工程表	工事執行規則<第1号様式>	1-19	設計図書等との不一致等の確認について	公共工事標準請負契約約款<第12号様式>	1-21	建設業退職金共済制度加入状況報告書	建設業退職金共済制度の届及届底について（通知）<様式2号>	1-25	労働代理人設置（変更）届	工事執行規則<第3号様式>	1-26	主任技術者設置（変更）届	工事執行規則<第4号様式>	1-27	労務書	公共工事標準請負契約約款<第3号様式>	1-28	労務請求書	公共工事標準請負契約約款<第3号様式>	1-29	引渡書	公共工事標準請負契約約款<第2号様式>	2-7	コンクリート噴霧器入（変更）計図書	公共工事標準請負契約約款<第2号様式>	2-8	コンクリート噴霧器入等（報告）計図書	公共工事標準請負契約約款<第2号様式>	2-9	建設リサイクル施設利用報告書（変更）計図書	公共工事標準請負契約約款<第2号様式>	2-10	建設リサイクル施設利用報告書（変更）計図書	公共工事標準請負契約約款<第2号様式>	2-11	建設養生木材等搬入（変更）計図書	建設養生木材等の処理及び建設リサイクル施設に関する事務取扱要領<第10号様式>	2-12	建設養生木材等搬入（変更）計図書	建設養生木材等の処理及び建設リサイクル施設に関する事務取扱要領<第10号様式>	2-13	建設養生木材の処理等	建設養生木材等の処理及び建設リサイクル施設に関する事務取扱要領<第10号様式>	2-18	工事材料検査（確認）届	工事執行規則<第5号様式>	2-19	材料検査（確認）届	公共工事標準請負契約約款<第24号様式>	2-24	労働協議書	公共工事標準請負契約約款<第24号様式>	2-34	確認・立会届	公共工事標準請負契約約款<第15号様式>	4-4	工期の延長について	公共工事標準請負契約約款<第23号様式>	4-5	工事執行報告書	公共工事標準請負契約約款<第23号様式>	4-8	工事計画書	公共工事標準請負契約約款<第23号様式>	4-9	工事計画書作成マニュアル	公共工事標準請負契約約款<第10号様式>	6-2	支給材料（積当品）受領書（借用品）	公共工事標準請負契約約款<第11号様式>	6-3	支給材料（積当品）返納書	公共工事標準請負契約約款<第11号様式>	7-4	引渡書	公共工事標準請負契約約款<第6号様式>	7-5	引渡書	公共工事標準請負契約約款<第20号様式>	7-6	建設業退職金共済制度届出書	建設業退職金共済制度の届及届底について（通知）<様式1号>	7-8	建設業退職金共済制度届出書	建設業退職金共済制度の届及届底について（通知）<様式3号>	7-11	出来形検査申請書	工事執行規則<第8号様式>	7-12	出来形検査申請書	工事執行規則<第8号様式>	8-2	確認請求書	中間前金払の戻金について（通知）<別紙1>	8-3	確認請求書	財務規則の運用<第70号様式>	9-2	工事目的物の使用について（別紙）	公共工事標準請負契約約款<第21号様式>	9-2	工事目的物の使用について（別紙）	公共工事標準請負契約約款<第21号様式2>	※1-14	施工体制台帳（作成例）	公共工事標準請負契約約款<第21号様式2>	※1-15	施工体制台帳（作成例）	公共工事標準請負契約約款<第21号様式2>	※1-16	施工体制台帳（作成例）	公共工事標準請負契約約款<第21号様式2>	※1-16	施工体制台帳（作成例）	公共工事標準請負契約約款<第21号様式2>	<p>○ 様式一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>マニコアル バーシ</th> <th>様式名</th> <th>根拠等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1-2</td><td>工程表</td><td>工事執行規則<第1号様式></td></tr> <tr><td>1-19</td><td>設計図書等との不一致等の確認について</td><td>公共工事標準請負契約約款<第12号様式></td></tr> <tr><td>1-21</td><td>建設業退職金共済制度加入状況報告書</td><td>建設業退職金共済制度の届及届底について（通知）<様式2号></td></tr> <tr><td>1-25</td><td>労働代理人設置（変更）届</td><td>工事執行規則<第3号様式></td></tr> <tr><td>1-26</td><td>主任技術者設置（変更）届</td><td>工事執行規則<第4号様式></td></tr> <tr><td>1-27</td><td>労務書</td><td>公共工事標準請負契約約款<第3号様式></td></tr> <tr><td>1-28</td><td>労務請求書</td><td>公共工事標準請負契約約款<第3号様式></td></tr> <tr><td>2-7</td><td>コンクリート噴霧器入（変更）計図書</td><td>公共工事標準請負契約約款<第2号様式></td></tr> <tr><td>2-8</td><td>コンクリート噴霧器入等（報告）計図書</td><td>公共工事標準請負契約約款<第2号様式></td></tr> <tr><td>2-9</td><td>建設リサイクル施設利用報告書（変更）計図書</td><td>公共工事標準請負契約約款<第2号様式></td></tr> <tr><td>2-10</td><td>建設リサイクル施設利用報告書（変更）計図書</td><td>公共工事標準請負契約約款<第2号様式></td></tr> <tr><td>2-11</td><td>建設養生木材等搬入（変更）計図書</td><td>建設養生木材等の処理及び建設リサイクル施設に関する事務取扱要領<第10号様式></td></tr> <tr><td>2-12</td><td>建設養生木材等搬入（変更）計図書</td><td>建設養生木材等の処理及び建設リサイクル施設に関する事務取扱要領<第10号様式></td></tr> <tr><td>2-13</td><td>建設養生木材の処理等</td><td>建設養生木材等の処理及び建設リサイクル施設に関する事務取扱要領<第10号様式></td></tr> <tr><td>2-18</td><td>工事材料検査（確認）届</td><td>工事執行規則<第5号様式></td></tr> <tr><td>2-19</td><td>材料検査（確認）届</td><td>公共工事標準請負契約約款<第24号様式></td></tr> <tr><td>2-24</td><td>労働協議書</td><td>公共工事標準請負契約約款<第24号様式></td></tr> <tr><td>2-34</td><td>確認・立会届</td><td>公共工事標準請負契約約款<第15号様式></td></tr> <tr><td>4-4</td><td>工期の延長について</td><td>公共工事標準請負契約約款<第23号様式></td></tr> <tr><td>4-5</td><td>工事執行報告書</td><td>公共工事標準請負契約約款<第23号様式></td></tr> <tr><td>4-8</td><td>工事計画書</td><td>公共工事標準請負契約約款<第23号様式></td></tr> <tr><td>4-9</td><td>工事計画書作成マニュアル</td><td>公共工事標準請負契約約款<第10号様式></td></tr> <tr><td>6-2</td><td>支給材料（積当品）受領書（借用品）</td><td>公共工事標準請負契約約款<第11号様式></td></tr> <tr><td>6-3</td><td>支給材料（積当品）返納書</td><td>公共工事標準請負契約約款<第11号様式></td></tr> <tr><td>7-4</td><td>引渡書</td><td>公共工事標準請負契約約款<第6号様式></td></tr> <tr><td>7-5</td><td>引渡書</td><td>公共工事標準請負契約約款<第20号様式></td></tr> <tr><td>7-6</td><td>建設業退職金共済制度届出書</td><td>建設業退職金共済制度の届及届底について（通知）<様式1号></td></tr> <tr><td>7-8</td><td>建設業退職金共済制度届出書</td><td>建設業退職金共済制度の届及届底について（通知）<様式3号></td></tr> <tr><td>7-11</td><td>出来形検査申請書</td><td>工事執行規則<第8号様式></td></tr> <tr><td>7-12</td><td>出来形検査申請書</td><td>工事執行規則<第8号様式></td></tr> <tr><td>8-2</td><td>確認請求書</td><td>中間前金払の戻金について（通知）<別紙1></td></tr> <tr><td>8-3</td><td>確認請求書</td><td>財務規則の運用<第70号様式></td></tr> <tr><td>9-2</td><td>工事目的物の使用について（別紙）</td><td>公共工事標準請負契約約款<第21号様式></td></tr> <tr><td>9-2</td><td>工事目的物の使用について（別紙）</td><td>公共工事標準請負契約約款<第21号様式2></td></tr> <tr><td>※1-14</td><td>施工体制台帳（作成例）</td><td>公共工事標準請負契約約款<第21号様式2></td></tr> <tr><td>※1-15</td><td>施工体制台帳（作成例）</td><td>公共工事標準請負契約約款<第21号様式2></td></tr> <tr><td>※1-16</td><td>施工体制台帳（作成例）</td><td>公共工事標準請負契約約款<第21号様式2></td></tr> <tr><td>※1-16</td><td>施工体制台帳（作成例）</td><td>公共工事標準請負契約約款<第21号様式2></td></tr> </tbody> </table> <p>※ 上記様式については、神奈川県ホームページ（神奈川県公共工事における土木工事書類作成マニュアル）に掲載しています。 http://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/ent/1490113/p12795.html</p>	マニコアル バーシ	様式名	根拠等	1-2	工程表	工事執行規則<第1号様式>	1-19	設計図書等との不一致等の確認について	公共工事標準請負契約約款<第12号様式>	1-21	建設業退職金共済制度加入状況報告書	建設業退職金共済制度の届及届底について（通知）<様式2号>	1-25	労働代理人設置（変更）届	工事執行規則<第3号様式>	1-26	主任技術者設置（変更）届	工事執行規則<第4号様式>	1-27	労務書	公共工事標準請負契約約款<第3号様式>	1-28	労務請求書	公共工事標準請負契約約款<第3号様式>	2-7	コンクリート噴霧器入（変更）計図書	公共工事標準請負契約約款<第2号様式>	2-8	コンクリート噴霧器入等（報告）計図書	公共工事標準請負契約約款<第2号様式>	2-9	建設リサイクル施設利用報告書（変更）計図書	公共工事標準請負契約約款<第2号様式>	2-10	建設リサイクル施設利用報告書（変更）計図書	公共工事標準請負契約約款<第2号様式>	2-11	建設養生木材等搬入（変更）計図書	建設養生木材等の処理及び建設リサイクル施設に関する事務取扱要領<第10号様式>	2-12	建設養生木材等搬入（変更）計図書	建設養生木材等の処理及び建設リサイクル施設に関する事務取扱要領<第10号様式>	2-13	建設養生木材の処理等	建設養生木材等の処理及び建設リサイクル施設に関する事務取扱要領<第10号様式>	2-18	工事材料検査（確認）届	工事執行規則<第5号様式>	2-19	材料検査（確認）届	公共工事標準請負契約約款<第24号様式>	2-24	労働協議書	公共工事標準請負契約約款<第24号様式>	2-34	確認・立会届	公共工事標準請負契約約款<第15号様式>	4-4	工期の延長について	公共工事標準請負契約約款<第23号様式>	4-5	工事執行報告書	公共工事標準請負契約約款<第23号様式>	4-8	工事計画書	公共工事標準請負契約約款<第23号様式>	4-9	工事計画書作成マニュアル	公共工事標準請負契約約款<第10号様式>	6-2	支給材料（積当品）受領書（借用品）	公共工事標準請負契約約款<第11号様式>	6-3	支給材料（積当品）返納書	公共工事標準請負契約約款<第11号様式>	7-4	引渡書	公共工事標準請負契約約款<第6号様式>	7-5	引渡書	公共工事標準請負契約約款<第20号様式>	7-6	建設業退職金共済制度届出書	建設業退職金共済制度の届及届底について（通知）<様式1号>	7-8	建設業退職金共済制度届出書	建設業退職金共済制度の届及届底について（通知）<様式3号>	7-11	出来形検査申請書	工事執行規則<第8号様式>	7-12	出来形検査申請書	工事執行規則<第8号様式>	8-2	確認請求書	中間前金払の戻金について（通知）<別紙1>	8-3	確認請求書	財務規則の運用<第70号様式>	9-2	工事目的物の使用について（別紙）	公共工事標準請負契約約款<第21号様式>	9-2	工事目的物の使用について（別紙）	公共工事標準請負契約約款<第21号様式2>	※1-14	施工体制台帳（作成例）	公共工事標準請負契約約款<第21号様式2>	※1-15	施工体制台帳（作成例）	公共工事標準請負契約約款<第21号様式2>	※1-16	施工体制台帳（作成例）	公共工事標準請負契約約款<第21号様式2>	※1-16	施工体制台帳（作成例）	公共工事標準請負契約約款<第21号様式2>	<p>様式番号修正</p> <p>様式名修正</p> <p>番号修正</p>
マニコアル バーシ	様式名	根拠等																																																																																																																																																																																																																																														
1-2	工程表	工事執行規則<第1号様式>																																																																																																																																																																																																																																														
1-19	設計図書等との不一致等の確認について	公共工事標準請負契約約款<第12号様式>																																																																																																																																																																																																																																														
1-21	建設業退職金共済制度加入状況報告書	建設業退職金共済制度の届及届底について（通知）<様式2号>																																																																																																																																																																																																																																														
1-25	労働代理人設置（変更）届	工事執行規則<第3号様式>																																																																																																																																																																																																																																														
1-26	主任技術者設置（変更）届	工事執行規則<第4号様式>																																																																																																																																																																																																																																														
1-27	労務書	公共工事標準請負契約約款<第3号様式>																																																																																																																																																																																																																																														
1-28	労務請求書	公共工事標準請負契約約款<第3号様式>																																																																																																																																																																																																																																														
1-29	引渡書	公共工事標準請負契約約款<第2号様式>																																																																																																																																																																																																																																														
2-7	コンクリート噴霧器入（変更）計図書	公共工事標準請負契約約款<第2号様式>																																																																																																																																																																																																																																														
2-8	コンクリート噴霧器入等（報告）計図書	公共工事標準請負契約約款<第2号様式>																																																																																																																																																																																																																																														
2-9	建設リサイクル施設利用報告書（変更）計図書	公共工事標準請負契約約款<第2号様式>																																																																																																																																																																																																																																														
2-10	建設リサイクル施設利用報告書（変更）計図書	公共工事標準請負契約約款<第2号様式>																																																																																																																																																																																																																																														
2-11	建設養生木材等搬入（変更）計図書	建設養生木材等の処理及び建設リサイクル施設に関する事務取扱要領<第10号様式>																																																																																																																																																																																																																																														
2-12	建設養生木材等搬入（変更）計図書	建設養生木材等の処理及び建設リサイクル施設に関する事務取扱要領<第10号様式>																																																																																																																																																																																																																																														
2-13	建設養生木材の処理等	建設養生木材等の処理及び建設リサイクル施設に関する事務取扱要領<第10号様式>																																																																																																																																																																																																																																														
2-18	工事材料検査（確認）届	工事執行規則<第5号様式>																																																																																																																																																																																																																																														
2-19	材料検査（確認）届	公共工事標準請負契約約款<第24号様式>																																																																																																																																																																																																																																														
2-24	労働協議書	公共工事標準請負契約約款<第24号様式>																																																																																																																																																																																																																																														
2-34	確認・立会届	公共工事標準請負契約約款<第15号様式>																																																																																																																																																																																																																																														
4-4	工期の延長について	公共工事標準請負契約約款<第23号様式>																																																																																																																																																																																																																																														
4-5	工事執行報告書	公共工事標準請負契約約款<第23号様式>																																																																																																																																																																																																																																														
4-8	工事計画書	公共工事標準請負契約約款<第23号様式>																																																																																																																																																																																																																																														
4-9	工事計画書作成マニュアル	公共工事標準請負契約約款<第10号様式>																																																																																																																																																																																																																																														
6-2	支給材料（積当品）受領書（借用品）	公共工事標準請負契約約款<第11号様式>																																																																																																																																																																																																																																														
6-3	支給材料（積当品）返納書	公共工事標準請負契約約款<第11号様式>																																																																																																																																																																																																																																														
7-4	引渡書	公共工事標準請負契約約款<第6号様式>																																																																																																																																																																																																																																														
7-5	引渡書	公共工事標準請負契約約款<第20号様式>																																																																																																																																																																																																																																														
7-6	建設業退職金共済制度届出書	建設業退職金共済制度の届及届底について（通知）<様式1号>																																																																																																																																																																																																																																														
7-8	建設業退職金共済制度届出書	建設業退職金共済制度の届及届底について（通知）<様式3号>																																																																																																																																																																																																																																														
7-11	出来形検査申請書	工事執行規則<第8号様式>																																																																																																																																																																																																																																														
7-12	出来形検査申請書	工事執行規則<第8号様式>																																																																																																																																																																																																																																														
8-2	確認請求書	中間前金払の戻金について（通知）<別紙1>																																																																																																																																																																																																																																														
8-3	確認請求書	財務規則の運用<第70号様式>																																																																																																																																																																																																																																														
9-2	工事目的物の使用について（別紙）	公共工事標準請負契約約款<第21号様式>																																																																																																																																																																																																																																														
9-2	工事目的物の使用について（別紙）	公共工事標準請負契約約款<第21号様式2>																																																																																																																																																																																																																																														
※1-14	施工体制台帳（作成例）	公共工事標準請負契約約款<第21号様式2>																																																																																																																																																																																																																																														
※1-15	施工体制台帳（作成例）	公共工事標準請負契約約款<第21号様式2>																																																																																																																																																																																																																																														
※1-16	施工体制台帳（作成例）	公共工事標準請負契約約款<第21号様式2>																																																																																																																																																																																																																																														
※1-16	施工体制台帳（作成例）	公共工事標準請負契約約款<第21号様式2>																																																																																																																																																																																																																																														
マニコアル バーシ	様式名	根拠等																																																																																																																																																																																																																																														
1-2	工程表	工事執行規則<第1号様式>																																																																																																																																																																																																																																														
1-19	設計図書等との不一致等の確認について	公共工事標準請負契約約款<第12号様式>																																																																																																																																																																																																																																														
1-21	建設業退職金共済制度加入状況報告書	建設業退職金共済制度の届及届底について（通知）<様式2号>																																																																																																																																																																																																																																														
1-25	労働代理人設置（変更）届	工事執行規則<第3号様式>																																																																																																																																																																																																																																														
1-26	主任技術者設置（変更）届	工事執行規則<第4号様式>																																																																																																																																																																																																																																														
1-27	労務書	公共工事標準請負契約約款<第3号様式>																																																																																																																																																																																																																																														
1-28	労務請求書	公共工事標準請負契約約款<第3号様式>																																																																																																																																																																																																																																														
2-7	コンクリート噴霧器入（変更）計図書	公共工事標準請負契約約款<第2号様式>																																																																																																																																																																																																																																														
2-8	コンクリート噴霧器入等（報告）計図書	公共工事標準請負契約約款<第2号様式>																																																																																																																																																																																																																																														
2-9	建設リサイクル施設利用報告書（変更）計図書	公共工事標準請負契約約款<第2号様式>																																																																																																																																																																																																																																														
2-10	建設リサイクル施設利用報告書（変更）計図書	公共工事標準請負契約約款<第2号様式>																																																																																																																																																																																																																																														
2-11	建設養生木材等搬入（変更）計図書	建設養生木材等の処理及び建設リサイクル施設に関する事務取扱要領<第10号様式>																																																																																																																																																																																																																																														
2-12	建設養生木材等搬入（変更）計図書	建設養生木材等の処理及び建設リサイクル施設に関する事務取扱要領<第10号様式>																																																																																																																																																																																																																																														
2-13	建設養生木材の処理等	建設養生木材等の処理及び建設リサイクル施設に関する事務取扱要領<第10号様式>																																																																																																																																																																																																																																														
2-18	工事材料検査（確認）届	工事執行規則<第5号様式>																																																																																																																																																																																																																																														
2-19	材料検査（確認）届	公共工事標準請負契約約款<第24号様式>																																																																																																																																																																																																																																														
2-24	労働協議書	公共工事標準請負契約約款<第24号様式>																																																																																																																																																																																																																																														
2-34	確認・立会届	公共工事標準請負契約約款<第15号様式>																																																																																																																																																																																																																																														
4-4	工期の延長について	公共工事標準請負契約約款<第23号様式>																																																																																																																																																																																																																																														
4-5	工事執行報告書	公共工事標準請負契約約款<第23号様式>																																																																																																																																																																																																																																														
4-8	工事計画書	公共工事標準請負契約約款<第23号様式>																																																																																																																																																																																																																																														
4-9	工事計画書作成マニュアル	公共工事標準請負契約約款<第10号様式>																																																																																																																																																																																																																																														
6-2	支給材料（積当品）受領書（借用品）	公共工事標準請負契約約款<第11号様式>																																																																																																																																																																																																																																														
6-3	支給材料（積当品）返納書	公共工事標準請負契約約款<第11号様式>																																																																																																																																																																																																																																														
7-4	引渡書	公共工事標準請負契約約款<第6号様式>																																																																																																																																																																																																																																														
7-5	引渡書	公共工事標準請負契約約款<第20号様式>																																																																																																																																																																																																																																														
7-6	建設業退職金共済制度届出書	建設業退職金共済制度の届及届底について（通知）<様式1号>																																																																																																																																																																																																																																														
7-8	建設業退職金共済制度届出書	建設業退職金共済制度の届及届底について（通知）<様式3号>																																																																																																																																																																																																																																														
7-11	出来形検査申請書	工事執行規則<第8号様式>																																																																																																																																																																																																																																														
7-12	出来形検査申請書	工事執行規則<第8号様式>																																																																																																																																																																																																																																														
8-2	確認請求書	中間前金払の戻金について（通知）<別紙1>																																																																																																																																																																																																																																														
8-3	確認請求書	財務規則の運用<第70号様式>																																																																																																																																																																																																																																														
9-2	工事目的物の使用について（別紙）	公共工事標準請負契約約款<第21号様式>																																																																																																																																																																																																																																														
9-2	工事目的物の使用について（別紙）	公共工事標準請負契約約款<第21号様式2>																																																																																																																																																																																																																																														
※1-14	施工体制台帳（作成例）	公共工事標準請負契約約款<第21号様式2>																																																																																																																																																																																																																																														
※1-15	施工体制台帳（作成例）	公共工事標準請負契約約款<第21号様式2>																																																																																																																																																																																																																																														
※1-16	施工体制台帳（作成例）	公共工事標準請負契約約款<第21号様式2>																																																																																																																																																																																																																																														
※1-16	施工体制台帳（作成例）	公共工事標準請負契約約款<第21号様式2>																																																																																																																																																																																																																																														